

令和6年3月1日

令和6年第1回神奈川県議会定例会

文教常任委員会資料
(附属資料)

(令和6年2月27日付託分)

目 次

ページ

I	神奈川県職員定数条例 新旧対照表	1
II	市町村立学校職員定数条例 新旧対照表	2
III	学校職員の給与等に関する条例及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例関連の新旧対照表	3

I 神奈川県職員定数条例（昭和24年神奈川県条例第46号）新旧対照表

令和6年4月1日適用

改 正		現 行			
(職員の定数) 第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。		(職員の定数) 第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。			
事務部局の区分	定数	事務部局の区分	定数		
知 事	(略)	知 事	(略)		
公 営 企 業 管 理 者					
議 会					
選 挙 管 理 委 員 会					
監 査 委 員					
人 事 委 員 会					
教 育 委 員 会 (学校以外の教育機関を含む。)	802 人	教 育 委 員 会 (学校以外の教育機関を含む。)	776 人		
教育委員会 の所管に 属する学校	校長及び教員	11,991 人	教育委員会 の所管に 属する学校	校長及び教員	11,929 人
	その他の職員	1,060 人	その他の職員	1,065 人	
	小 計	13,051 人	小 計	12,994 人	
労 働 委 員 会	(略)	労 働 委 員 会	(略)		
神奈川海区漁業調整委員会					
合 計					
2 (略)		2 (略)			
3 (略)		3 (略)			

Ⅱ 市町村立学校職員定数条例（昭和26年神奈川県条例第40号）新旧対照表

令和6年4月1日適用

改 正		現 行	
(職員の定数) 第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。		(職員の定数) 第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。	
学 校 の 種 別	定 数	学 校 の 種 別	定 数
小 学 校	9,678 人	小 学 校	9,644 人
中 学 校	5,562 人	中 学 校	5,540 人
特 別 支 援 学 校	189 人	特 別 支 援 学 校	187 人
高 等 学 校 (定時制の課程を置くもの)	19 人	高 等 学 校 (定時制の課程を置くもの)	19 人
合 計	15,448 人	合 計	15,390 人
2・3 (略)		2・3 (略)	

Ⅲ 学校職員の給与等に関する条例及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例関連の新旧対照表

学校職員の給与等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第56号）新旧対照表
 〈第1条関係〉

改 正	現 行
<p>第1条～第1条の3 （略） （給料）</p> <p>第2条 給料は、学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第57号。以下「勤務時間条例」という。）第2条に規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であつて、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、へき地手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、<u>夜間勤務手当</u>、<u>宿日直手当</u>、<u>管理職員特別勤務手当</u>、<u>期末手当</u>、<u>勤勉手当</u>、<u>義務教育等教員特別手当</u>、<u>定時制通信教育手当及び産業教育手当を含まないものとする。</u></p> <p>第3条～第13条の6 （略） （災害応急作業等手当）</p> <p>第13条の7 災害応急作業等手当は、職員が次に掲げる業務に従事したときに支給する。 （1） （略） （2） <u>著しく異常かつ激甚な非常災害の応急対策の業務で人事委員会規則で定めるもの</u> （3） （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 <u>第1項第2号に掲げる業務に従事して災害応急作業等手当が支給される日には、人事委員会</u><u>が定める場合を除き、当該災害応急作業等手当以外の日額の特種勤務手当は支給しない。ただし、この規定により支給しないこととなる日額の特種勤務手当の額が、当該災害応急作業等手当の額を超えるときは、当該災害応急作業等手当は支給せず、当該日額の特種勤務手当を支給する。</u></p> <p>第13条の8～第17条 （略） （<u>夜間勤務手当</u>）</p> <p>第17条の2 <u>正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した時間に対して、勤務1時間につき、時間外勤務手当等基礎額の100分の25を夜間勤務手当として支給する。</u></p>	<p>第1条～第1条の3 （略） （給料）</p> <p>第2条 給料は、学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第57号。以下「勤務時間条例」という。）第2条に規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であつて、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、へき地手当、時間外勤務手当、休日勤務手当_____、<u>宿日直手当</u>、<u>管理職員特別勤務手当</u>、<u>期末手当</u>、<u>勤勉手当</u>、<u>義務教育等教員特別手当</u>、<u>定時制通信教育手当及び産業教育手当を含まないものとする。</u></p> <p>第3条～第13条の6 （略） （災害応急作業等手当）</p> <p>第13条の7 災害応急作業等手当は、職員が次に掲げる業務に従事したときに支給する。 （1） （略） （新設） （2） （略）</p> <p>2 （略） （新設）</p> <p>第13条の8～第17条 （略） （新設）</p>

改 正	現 行
(時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の特例)	(時間外勤務手当及び休日勤務手当の特例)
第17条の3 前3条の場合において、職員が第15条に規定するへき地手当、第20条の4に規定する定時制通信教育手当又は第21条に規定する産業教育手当の支給を受ける職員であるときは、勤務1時間につき前3条の規定による時間外勤務手当、休日勤務手当又は夜間勤務手当の額に人事委員会規則で定めるところにより計算した額を加えた額をもつて当該手当の額とする。 (宿日直手当)	第17条の2 前2条の場合において、職員が第15条に規定するへき地手当、第20条の4に規定する定時制通信教育手当又は第21条に規定する産業教育手当の支給を受ける職員であるときは、勤務1時間につき前2条の規定による時間外勤務手当又は休日勤務手当の額に人事委員会規則で定めるところにより計算した額を加えた額をもつて当該手当の額とする。 (宿日直手当)
第18条 (略)	第18条 (略)
2 前項の勤務は、第16条第1項、第17条第2項及び第17条の2の勤務には含まれないものとする。	2 前項の勤務は、第16条第1項及び第17条第2項の勤務には含まれないものとする。
第18条の2 (略)	第18条の2 (略)
(時間外勤務手当等に関する規定の適用除外)	(時間外勤務手当等に関する規定の適用除外)
第18条の3 第16条、第17条第2項、第17条の2及び第17条の3の規定は、第7条の2に規定する管理職手当の支給を受ける職員には適用しない。	第18条の3 第16条、第17条第2項及び第17条の2の規定は、第7条の2に規定する管理職手当の支給を受ける職員には適用しない。
第19条～第20条 (略)	第19条～第20条 (略)
(端数計算)	(端数計算)
第20条の2 第9条の3に規定する勤務1時間当たりの給与額並びに第16条、第17条第2項及び第17条の2に規定する時間外勤務手当等基礎額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。	第20条の2 第9条の3に規定する勤務1時間当たりの給与額並びに第16条及び第17条第2項に規定する時間外勤務手当等基礎額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。
2 (略)	2 (略)
第20条の3～第21条の2 (略)	第20条の3～第21条の2 (略)
(管理職手当等の支給方法)	(管理職手当等の支給方法)
第22条 管理職手当、扶養手当、特殊勤務手当、へき地手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、定時制通信教育手当及び産業教育手当の支給方法に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。	第22条 管理職手当、扶養手当、特殊勤務手当、へき地手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、定時制通信教育手当及び産業教育手当の支給方法に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。
第22条の2 (略)	第22条の2 (略)
(会計年度任用職員の給料及び手当)	(会計年度任用職員の給料及び手当)
第22条の3 (略)	第22条の3 (略)
2～4 (略)	2～4 (略)
5 第2号会計年度任用職員については、従事する職務の内容及び特殊性を考慮して、常勤の職	5 第2号会計年度任用職員については、従事する職務の内容及び特殊性を考慮して、常勤の職

改 正	現 行
<p>員に支給される手当の額を超えない範囲内において、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、へき地手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、<u>夜間勤務手当</u>、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当又は産業教育手当を支給する。ただし、期末手当及び勤勉手当は、任期が6月以上の者その他教育委員会が定める者に限り、支給する。</p> <p>6 前項に規定する手当のほか、前条第2項第4号から第8号までに掲げる者については、給与条例第3条第1項第2号又は第7号から第10号までに掲げる給料表の適用を受ける者の例により、初任給調整手当_____を支給する。</p> <p>7・8 (略)</p> <p>第23条～第29条 (略)</p>	<p>員に支給される手当の額を超えない範囲内において、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、へき地手当、時間外勤務手当、休日勤務手当_____、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当又は産業教育手当を支給する。ただし、期末手当及び勤勉手当は、任期が6月以上の者その他教育委員会が定める者に限り、支給する。</p> <p>6 前項に規定する手当のほか、前条第2項第4号から第8号までに掲げる者については、給与条例第3条第1項第2号又は第7号から第10号までに掲げる給料表の適用を受ける者の例により、初任給調整手当<u>又は夜間勤務手当</u>を支給する。</p> <p>7・8 (略)</p> <p>第23条～第29条 (略)</p>

〈第2条関係〉

改 正	現 行
<p>第1条～第13条の6 (略)</p> <p>(災害応急作業等手当)</p> <p>第13条の7 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(削除)</p> <p>第13条の8～第29条 (略)</p>	<p>第1条～第13条の6 (略)</p> <p>(災害応急作業等手当)</p> <p>第13条の7 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 第1項第2号に掲げる業務に従事して災害応急作業等手当が支給される日には、人事委員会</u> <u>が定める場合を除き、当該災害応急作業等</u> <u>手当以外の日額の特種勤務手当は支給しない。た</u> <u>だし、この規定により支給しないこととなる日</u> <u>額の特種勤務手当の額が、当該災害応急作</u> <u>業等手当の額を超えるときは、当該災害</u> <u>応急作業等手当は支給せず、当該日額</u> <u>の特種勤務手当を支給する。</u></p> <p>第13条の8～第29条 (略)</p>

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年神奈川県条例第67号）新旧対照表

〈第3条関係〉

改 正	現 行
<p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(教職調整額の支給等)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(教職調整額の支給等)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p>

改 正	現 行
3 公立の義務教育諸学校等の教育職員（管理職手当の支給を受ける者を除く。第5条及び第6条において同じ。）については、給与条例第16条、第17条第2項及び第17条の3（ <u>夜間勤務手当に係る部分を除く。</u> ）の規定は、適用しない。 第4条～第7条 （略）	3 公立の義務教育諸学校等の教育職員（管理職手当の支給を受ける者を除く。第5条及び第6条において同じ。）については、給与条例第16条、第17条第2項及び第17条の2 <u> </u> の規定は、適用しない。 第4条～第7条 （略）

学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（令和5年神奈川県条例第104号）新旧対照表
〈附則第2項関係〉

改 正	現 行
第1条 （略） 第2条 （略） （略） <u>第17条の3</u> 中「職員が」の次に「第9条の7の規定による在宅勤務等手当、」を加える。 （略）	第1条 （略） 第2条 （略） （略） <u>第17条の2</u> 中「職員が」の次に「第9条の7の規定による在宅勤務等手当、」を加える。 （略）